

被害者から、A市に対して、「事件の場面を思い出すと寒気がする。」「本当に刺し殺されたら……」との相談が寄せられた。A市では、庁内関係課で組織する犯罪被害者等支援連絡会を開催し、情報共有を図り支援策を検討した結果、公営（市営）住宅の入居手続を行った。

以後も、関係機関が連携して加害者、被害者両者に対する支援を継続している。

(4) 雇用の安定

○主な取組

- ・被害回復のための休暇制度の周知・啓発（厚生労働省）

厚生労働省においては、企業や労働者に対し、被害回復のための休暇制度についての周知・啓発を図るため、平成26年度にはリーフレット等を作成し、関係行政機関や、経済団体、労働団体等222団体に送付するとともに、セミナーを開催した。

被害回復のための休暇制度



提供：厚生労働省

2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

(1) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

○主な取組

- ・「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実等（厚生労働省）

厚生労働省においては、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象としたPTSD（心的外傷後ストレス障害）専門家の養成研修等を行い、精神保健福祉センター、病院、保健所等でPTSDを抱える地域住民等に対する相談支援を実施するなど、各施設での活動の充実を図っている。

「PTSD 対策専門研修会」では、犯罪被害者等の心のケアに関する研修も実施しており、平成26年度は226人が受講した。

- ・警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実（警察庁）

現在、都道府県警察において、部外の

精神科医、臨床心理士等に対し、犯罪被害者等へのカウンセリングや職員のカウンセリング技術向上を図るためのアドバイザー業務の委嘱を行っている。また、被害少年に対しては、少年補導職員等の専門職員が、部外専門家等から助言を得つつ、カウンセリングを実施している。

また、警察庁では、平成24年度からカウンセリング指導係を設置し、犯罪被害者等へのカウンセリング経験が豊富で臨床心理士の資格を有する係員を配置して、全国警察に対するカウンセリングの指導を実施している。

さらに、平成19年度から、臨床心理士の資格を有する職員やその他の警察職員に対し、カウンセリング技能の向上を図るための専門的な研修への参加の促進を図っている（カウンセリング専門職員に対する専門研修に要する経費（国庫補助

金)：26年度10百万円，27年度13百万円)。

(2) 安全の確保

○主な取組

- ・判決確定，保護処分決定後の加害者に関する情報提供拡充の検討及び施策の実施(法務省)

被害者等通知制度の更なる充実について検討した結果，平成26年4月1日から，加害者の受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項として，懲罰及び

褒賞の状況を，加害者の少年院在院中における処遇状況に関する事項として，賞，懲戒及び問題行動指導の状況を新たに通知することとした。

また，保護観察の開始に関する事項の一つとして，従来から保護観察の終了予定年月を通知してきたが，これを年月日まで通知するほか，保護観察の処遇状況に関する事項として，特別遵守事項に基づき実施する特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムの実施状況を新たに通知するなどの充実を図った。

コラム⑨

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律について

平成26年11月27日，私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）（いわゆる「リベンジポルノ防止法」）が成立しました。

この法律は，私事性的画像記録の提供等を処罰するとともに，特定電気通信役務提供者の損害賠償責任及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）（以下「プロバイダ責任制限法」という。）の特例等について定めることにより，個人の名誉及び私生活の平穏の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的としています。

下記2については平成26年12月17日から，下記3については26年12月28日から施行されています。

1 定義

「私事性的画像記録」とは，性交又は性交類似行為に係る人の姿態や，衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であって，殊更に人の性的な部位が露出され又は強調されているものであり，かつ，性欲を興奮させ又は刺激するものなど，人の性的な姿態が撮影された画像に係る電磁的記録その他の記録をいい（第2条第1項），「私事性的画像記録物」とは，そのような画像を記録した写真や記録媒体等の有体物をいいます（同条第2項）。ただし，いずれも，撮影対象者において，第三者が閲覧することを認識した上で，任意に撮影を承諾し又は撮影をした画像に係るものは除外されます。

2 罰則

私事性的画像記録の提供等の行為は，名誉毀損罪（刑法第230条），わいせつ物頒布等の罪（同法第175条）や児童ポルノ禁止法違反の罪など，既存の犯罪に該当する場合もあると考えられますが，これらの規定により，処罰すべき行為の全てに対応できるとは言い切れず，処罰の間隙となる部分が生ずるおそれがあったことから，本法においては，そのような間隙をカバーするものとして，次のような罰則が新設されました。

- 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で，電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定多数の者に提供した者や，私事性的画像記録物を不特定多数の者に提供

し、又は公然と陳列した者に対しては、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第3条第1項、第2項）

- 上記の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者に対しては、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金（同条第3項）

これらの罰則は、撮影対象者の性的プライバシーを保護することを目的とするものですが、公訴が提起された場合には、裁判手続を通じて更なるプライバシー侵害が生じるおそれがあることから、被害者等による告訴がなければ公訴を提起することができないこととされています（同条第4項）。

3 プロバイダ責任制限法の特例

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律の第4条にプロバイダ責任制限法の特例が設けられています。

具体的には、私事性的画像記録に係る情報がインターネット上に流通することによって名誉又はプライバシーを侵害されたとする人から、プロバイダが削除の申出を受け、当該情報の発信者に対して削除に同意するか否かについて照会し、照会から2日を経過しても発信者から削除に同意しないという回答がない場合、当該情報を削除したプロバイダは損害賠償責任を負わないことが規定されています*。

また、当該画像又は動画を撮影された人が亡くなっている場合、その人の「配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹」であれば、プロバイダに当該情報の削除の申出ができることとされています。

* プロバイダ責任制限法では、発信者への削除に関する照会期間を「7日」としています。

コラム⑩

支援の現場から②（平成26年度中における地方公共団体職員 の犯罪被害者支援取組例の紹介）

B市では、DV被害者に対する支援を行った。

被害者方は夫婦、子供2人の4人家族であった。

B市に対して、被害者である妻から、夫からの身体的・精神的暴力についての相談があった。夫からの暴力は日常的に行われており、妻は「自分さえ我慢すればいい」と耐えている状況であった。

B市の相談員は、被害者の気持ちに寄り添い、警察との連携を含めた支援を行っていた。そうしていたところ、ある日、身の危険を感じた被害者が夫の暴力から逃れるため、警察を通じて保護施設へ緊急避難した。しかし、子供を残してきたことと、夫が謝罪し、反省していることを受け、自宅へ帰った。

ところが、2～3週間経つと、夫から被害者への暴力が再開した。夫の暴力は、妻の実家等へも及び、命を脅かす危険な行動となっていた。

B市では、妻の気持ちと身の安全を最優先に考え、警察や庁内各関係機関と連携し、妻と子供たちを安全な場所へと一時避難させた。また、生活保護を受給せず自立した生活を送りたいという被害者の意思を尊重し、今後、安定した生活を送ることができるよう、関係機関の協力を得て、就労支援等を行った。

(3) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

○主な取組

- ・ビデオリンク等の措置の適切な運用（法務省）

犯罪被害者等の意見をより適切に裁判に反映させるための犯罪被害者等の意見陳述の制度や、証人の証言時の負担・不安を軽減するためのビデオリンク等の制度の適切な運用に努めている。

平成26年1月から同年12月までの間に、証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の延べ数は112人、証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の延べ数は1,661人、ビデオリンク方式による

証人尋問が行われた証人の延べ数は299人であった。

証人の保護等の状況

年次	証人の保護等		
	付添い	遮へい	ビデオリンク
平成22年	102	1,295	261
平成23年	136	1,317	242
平成24年	121	1,757	288
平成25年	116	1,792	278
平成26年	112	1,661	299

(注)

1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。

2 いずれも高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における証人の数（延べ人員）である。

提供：法務省

3 刑事手続への関与拡充への取組

(1) 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

○主な取組

- ・仮釈放等審理における意見陳述に資する情報提供の拡大についての検討及び施策の実施（法務省）

法務省においては、仮釈放・仮退院について犯罪被害者等が意見等を述べる際に資するよう、被害者等通知制度における通知内容を充実させることについて、通知制度の運用状況や加害者の改善更

生、個人のプライバシーの問題を考慮しつつ検討し、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施することとされた。

上記検討の結果、平成26年4月1日から、加害者の受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項として、懲罰及び褒賞の状況を、加害者の少年院在院中における処遇状況に関する事項として、賞、懲戒及び問題行動指導の状況を新たに通知することとした。

コラム⑪

刑事訴訟法の一部を改正する法律案 (証人を保護する方策について)

平成27年3月13日、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出されました。この法律案は、刑事手続を時代に即したより機能的なものとするため、証拠収集手段を適正化・多様化するとともに、公判審理を充実化しようとするものであり、その中に、刑事手続において犯罪被害者を始めとする証人を保護するための制度が盛り込まれています。

証人を保護するための制度としては、

- 検察官が被告人側へ証拠を開示する場面において、証人等の氏名等の情報を保護するための「証人等の氏名及び住居の開示に係る措置」